

○総合計画審議会条例

平成8年3月27日

条例第6号

総合計画審議会条例をここに公布する。

総合計画審議会条例

(設置)

第1条 本市の総合計画における基本構想及び基本計画に係る重要事項に関し、市長の諮問に応ずるため、本市に横須賀市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 審議会は、委員40人以内をもって組織する。

2 委員は、市民、学識経験者、関係行政機関の職員、関係団体の代表者及び市職員のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(平21条例25・一部改正)

(委員長)

第3条 審議会に委員長を置き、委員が互選する。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議は、委員長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

(委員以外の者の出席)

第5条 審議会において必要があるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(その他の事項)

第6条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会の同意を得て委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。

(関係条例の廃止)

2 都市政策審議会条例(昭和53年横須賀市条例第3号)は、廃止する。

附 則(平成21年4月1日条例第25号)

この条例は、公布の日から施行する。

総合計画審議会傍聴実施要領

- 1 この要領は、総合計画審議会（以下「審議会」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。
- 2 審議会は、原則として公開とする。ただし、審議会の審議内容等により非公開とすることができる。
- 3 審議会の傍聴者の定員は、原則として 20 人以内とする。
なお、開会時刻 10 分前の時点で傍聴を希望する者が定員を超えた場合は、抽選で傍聴者を決定し、また定員に達しない場合は、審議会閉会時まで先着順で受け付ける。
- 4 傍聴者は、事務局から傍聴章の交付を受け、これを常時見えるところに着用しなければならない。
なお、傍聴を終え退場するときは、前項の傍聴章を事務局に返却するものとする。
- 5 傍聴者は、次の事項を守らなければならない。
 - （1）審議会委員の発言に対し、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
 - （2）話をしたり、笑ったりして騒ぎ立てないこと。
 - （3）鉢巻き、腕章などをして示威的行為をしないこと。
 - （4）帽子、コート、マフラーの類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により委員長の許可を得たときは、この限りでない。
 - （5）飲食、喫煙をしないこと。
 - （6）写真、ビデオ等を撮影し、又は録音をしないこと。
 - （7）むやみに席を離れないこと。
 - （8）前各号に定めるもののほか、審議会の秩序を乱したり、会議の妨げになるような行為をしないこと。（違反者に対する措置）
- 6 傍聴者が前項の規定に違反したときは、委員長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。
- 7 審議会の傍聴に関する事務は、都市戦略課が行う。

<傍聴章>

No.	総合計画審議会		
傍聴章			
※お帰りの際は事務局へお返し下さい			